

2021年6月7日

株主各位

富山県富山市下大久保3158番地
北陸電気工業株式会社

代表取締役社長 多田守男

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面またはインターネットにより、次頁「議決権の行使等についてのご案内」に従って2021年6月24日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、

・本年は株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

・ご来場いただきましても会場内はソーシャルディスタンスに伴い、席数が限定されますため、ご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。

・この趣旨に鑑み本年はお土産のご用意はございません。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 富山市堤町通り1丁目4番3号
野村証券株式会社富山支店5階ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 (1)第87期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内
容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2)第87期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hdk.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

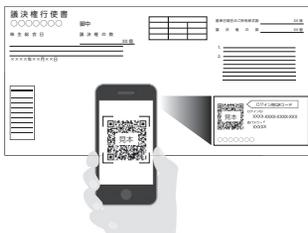
- ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hdk.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

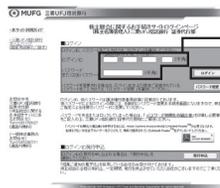
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

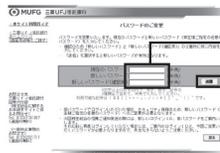
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



→「ログインID・仮パスワード」を入力

→「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



→「新しいパスワード」を入力

→「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、第1四半期には新型コロナウイルス感染拡大の影響により生産が停滞し個人消費が落ち込みましたが、第2四半期以降は財政拡大や金融緩和などの政策効果により総じて持ち直し基調で推移しました。

わが国におきましては、個人消費が持ち直し輸出も増加に転じましたが、11月以降感染が再拡大し、回復の動きは弱いものとなりました。

そのような環境下、エレクトロニクス市場におきましては、生産拠点の操業規制および世界景気の悪化に伴い、自動車関連、産業・FA関連において生産が減少し、電子部品需要は減少しましたが、7月頃から持ち直しに転じ、自動車販売の回復や巣ごもり需要を背景に回復基調で推移しました。

こうした状況のなかで、当社グループ（当社および連結子会社）におきましては新規分野への拡販活動を進める一方、固定費および諸経費の抑制に努めました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、各品種総じて受注が前期比減となったことから、売上高32,825百万円（前期比△15.2%）、営業利益572百万円（同△31.3%）、経常利益655百万円（同△28.6%）となりました。

また、投資有価証券評価損197百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、447百万円（同△32.6%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 電子部品

自動車関連向けに受注が減少したことを主因に、モジュール製品、抵抗器等各品種総じて売上が減少し、売上高31,966百万円（前期比△15.5%）、営業利益1,455百万円（同△17.8%）となりました。

② 金型・機械設備

金型はアミューズメントおよび車載向けに受注が減少したことにより、また、機械設備は設備投資の停滞により、それぞれ売上が減少したことから、売上高656百万円（同△16.3%）、営業利益19百万円（同△51.5%）となりました。

③ その他

商品仕入及び不動産業等にかかる事業であり、売上高435百万円（同△12.7%）、営業利益96百万円（同△13.4%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、機械装置および建物の保全、更新を主体に行い、全体では435百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

自動車電子化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努め、収益性の向上と財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分		期 別			
		第84期 2017年度	第85期 2018年度	第86期 2019年度	第87期(当期) 2020年度
(連結経営指標)					
売上高	(百万円)	43,805	45,034	38,711	32,825
経常利益	(百万円)	933	1,564	918	655
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,101	776	663	447
1株当たり当期純利益	(円. 銭)	131.46	92.70	79.24	53.47
総資産額	(百万円)	40,640	40,491	34,945	35,692
純資産額	(百万円)	12,616	12,641	12,656	13,287
1株当たり純資産額	(円. 銭)	1,506.15	1,508.33	1,511.79	1,587.51
(個別経営指標)					
売上高	(百万円)	34,004	34,501	29,497	27,021
経常利益	(百万円)	533	1,157	580	487
当期純利益	(百万円)	648	642	477	470
1株当たり当期純利益	(円. 銭)	77.38	76.68	57.07	56.17
総資産額	(百万円)	33,942	34,942	30,527	31,901
純資産額	(百万円)	11,720	11,939	11,993	12,504
1株当たり純資産額	(円. 銭)	1,399.16	1,425.44	1,432.55	1,494.00

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第84期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第85期の期首から適用しており、第84期の総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
北陸興産(株)	80百万円	100%	不動産の賃貸および保険代理業
朝日電子(株)	50百万円	100%	チップ抵抗器の製造
ダイワ電機精工(株)	80百万円	91%	金型の製造販売
HDKマイクロデバイス(株)	450百万円	100%	モジュール製品の製造
北電マレーシア(株)	125百万M\$	100%	回路基板の製造販売
上海北陸微電子(有)	27百万US\$	100%	モジュール製品の製造販売
北陸電気(広東)(有)	6百万US\$	100%	抵抗器の製造
天津北陸電気(有)	4百万US\$	100%	電子デバイスの製造
北陸(上海)国際貿易(有)	4百万US\$	100%	電子部品の販売
北陸シンガポール(株)	13百万S\$	100%	電子部品の販売
HDKタイランド(株)	152百万THB	100%	モジュール製品の製造販売

- (注) 北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)、HDKタイランド(株)の当社の出資比率のうち、間接所有分はそれぞれ、21%、70%、100%であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品または業種
電子部品	抵抗器、モジュール製品、電子デバイス、その他の電子部品
金型・機械設備	金型製造業、機械製造業
その他	非直線素子の仕入販売、不動産賃貸業、保険代理業

(8) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	富山県富山市	機構部品工場	富山県富山市
東京営業所	東京都品川区	高周波部品工場	〃
大阪営業所	大阪府枚方市	PRC工場	富山県立山町
北関東営業所	埼玉県熊谷市	楡原工場	富山県富山市
静岡営業所	静岡県静岡市	圧電工場	〃
北陸営業所	富山県富山市	HDKマイクロデバイス(株)	〃
名古屋営業所	愛知県名古屋市	朝日電子(株)本社工場	富山県朝日町
北陸興産(株)本社営業所	富山県富山市	野村エンジニアリング(株)	神奈川県大和市
皮膜工場	〃	北電マレーシア(株)本社工場	マレーシアジョホール州
		上海北陸微電子(有)本社工場	中国上海市

(注) 上記の他、販売子会社をアメリカ、シンガポール、中国、タイ、香港に、製造子会社を中国、タイに有しております。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,973名	67名減

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	3,213百万円
株式会社北國銀行	1,346
株式会社富山銀行	1,249
株式会社日本政策投資銀行	1,157
株式会社三菱UFJ銀行	902
株式会社みずほ銀行	892

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,250,099株 (うち自己株式880,256株)
- (3) 株主数 7,157名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	493千株	5.89%
北電工取引先持株会	402	4.81
北電工従業員持株会	333	3.98
株式会社北陸銀行	331	3.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	248	2.96
株式会社北國銀行	218	2.61
前田建設工業株式会社	164	1.97
株式会社富山銀行	139	1.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	122	1.46
コーセル株式会社	112	1.35

- (注) 1. 当社は自己株式880千株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（880千株）を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	津田信治	
代表取締役社長	多田守男	
常務取締役	谷川聡	当社開発本部長
常務取締役	山下立正	当社管理本部長 北陸興産(株)代表取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	山下進	
取締役 (監査等委員)	坂本重一	坂本重一税理士事務所所長 伏木海陸運送(株)社外監査役
取締役 (監査等委員)	北之園雅章	桜川総合法律事務所弁護士
取締役 (監査等委員)	菊島聡史	ほくほく債権回収(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 坂本重一氏、北之園雅章氏および菊島聡史氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 坂本重一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 北之園雅章氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 菊島聡史氏は、長年金融機関に勤務し要職に携わってきた経歴から、金融および経済に関して相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山下進氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役 (監査等委員) 坂本重一氏および北之園雅章氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

退任

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
小川 明夫	2020年6月26日	任期満了	取締役 開発本部コアテクノロジー開発部長

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬については、基本報酬としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役員のキャリア要件ならびに業績等を勘案し、その役割と責務に相応しい水準として策定し、毎年6月の取締役会にて決定します。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により決定します。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととしております。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長津田信治に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案し各取締役の役割と責務を検討するには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、2021年度より指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認することとしております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の総額
		基本報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－）	102百万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	28百万円 （14百万円）
合計 （うち社外取締役）	9名 （3名）	130百万円 （14百万円）

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、6名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役（監査等委員）坂本重一氏は、坂本重一税理士事務所所長および伏木海陸運送(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）菊島聡史氏は、ほくほく債権回収(株)の代表取締役社長であります。ほくほく債権回収(株)は、(株)ほくほくフィナンシャルグループの子会社であり、同じく子会社である(株)北陸銀行は当社の主力銀行および主要株主であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	坂本重一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	北之園雅章	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	菊島聡史	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融や経済の見地や企業経営者としての経験から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コーポレート・ガバナンス等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	28百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性および報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、北電マレーシア(株)、上海北陸微电子(有)、北陸電気(広東)(有)、天津北陸電気(有)、北陸(上海)国際貿易(有)、北陸シンガポール(株)、HDKタイランド(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した事項の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「北陸電気工業グループ行動憲章」を定めコンプライアンス体制の整備および維持を図る。
日本語、英語、中国語で作成して当社海外子会社にも配布、当社グループの役員および従業員に対して遵守することを求める。内部監査部門として業務監査部を設置し、内部統制システムが有効に機能していることを書類監査および現地監査で確認する。
 - (b) 法令違反その他のコンプライアンスに関する従業員からの相談窓口を総務部、労働組合、顧問弁護士等に設置する。
 - (c) 業務監査部は、監査等委員会と連携を図り当社グループ全体の監査を行い法令遵守体制および社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、被監査部門のみならず本社関係部門並びに代表取締役および監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (a) 取締役会の議事録、稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」「情報セキュリティ規定」等に基づき適切に保存および管理する。

- (b) 前項の情報は、取締役会による取締役の職務執行の監督または監査等委員会による取締役の職務執行の監査および監督にあたり必要と認めるときは、いつでも閲覧することができる。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (a) 「リスク管理規定」および「緊急事態対応規定」を定め、事業に伴う各種のリスクを想定し、管理責任者を決定し同規定に従ったリスク管理体制を構築する。「事業継続計画」を定め、危険発生に対して速やかな事業継続体制を整備する。損失の危険が大きい場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損失の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。加えて、事後の再発防止策の策定も行う。
 - (b) 子会社に係る各種リスクの把握、分析、対応策を検討するとともに、当社担当部門と連絡・連携し、リスクの予防と発生した場合の対処につき整備し運用する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社グループ経営方針に基づき、事業本部、営業本部および子会社が策定した年度計画を審議し、年度予算を決定する。
 - (b) 取締役等の職務権限と担当業務を、「取締役会規則」、「組織規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」等に基づき明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。子会社においても職務権限と担当業務を明確にして、事業本部、営業本部と連携のうえ職務の執行をする。
 - (c) 執行役員制度を導入し業務執行責任を明確にするとともに、取締役会では取締役および執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規定」に基づき、各子会社は当社へ決裁申請、各種報告等を行う。また代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤監査等委員および執行役員が参加し四半期毎に開催される「トップヒアリング」に海外子会社の取締役等を必要に応じて招聘し業務執行状況その他経営上の問題の報告を受ける。国内子会社の取締役等は、取締役会、経営戦略会議、およびその他の重要な会議に参加して事業執行状況や問題等を当社に報告をする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、業務監査部に所属する使用人に職務を補助することを委任する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
 - (a) 業務監査部の人事・組織の変更については予め監査等委員会の同意を必要とする。
 - (b) 委任を受けた当該使用人が業務監査部の業務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑧ 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）等および使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- (a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）等および使用人は、監査等委員会から業務に関して報告を求められた場合は遅滞なく報告する。また、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項を知った場合は監査等委員会に遅滞なく報告する。
 - (b) 「苦情、相談、通報処理規定」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会等への適切な報告体制を確保する。
 - (c) 監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを原因として不利な取扱をすることを禁止する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除きこれに応じる。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員が経営戦略会議や取締役会その他重要な会議に出席する等、経営課題や業務運営上の重要課題について代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員等と意見交換を行う機会を確保する。
 - (b) 監査等委員会は、業務監査部から内部監査の報告を受けるとともに、代表取締役と協議のうえで特定の事項について経理部門その他当社各部門に監査への協力を依頼することができる。
 - (c) 監査等委員会は、定期的に会計監査人および業務監査部と意見交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制について
- (a) 財務報告を適正に行うため、規定および手順等を定め財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (b) ガバナンス室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要があるときは、速やかに代表取締役および監査等委員会に報告するとともに当該部門はその対策を講じる。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況について
- (a) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然として対応する。
 - (b) 反社会的勢力排除に向けては、本社総務部門を対応部署と定め、警察や外部専門機関との連絡体制を構築し、情報の収集を行う。行動規範、マニュアル等を作成し社内連絡体制を周知徹底する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、当社グループの行動規範として「北陸電気工業グループ行動憲章」を定め、役員および従業員が社会的責任を自覚し誠実かつ倫理的な事業活動を推進するよう徹底しております。

また、当社および当社グループ各社に対し、内部統制システム全般の整備・運用状況について業務監査部が定期的にモニタリングし、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、必要な是正・改善を進めております。

② リスク管理

「リスク管理規定」に基づき、リスク管理委員会を開催し、子会社を含めた各種リスクに対して的確な管理活動を推進するとともに、活動状況について取締役会への報告を行っております。

③ 取締役等の職務執行

月1回程度の定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行うほか、幹部社員が出席する経営戦略会議やトップヒアリングを開催し、当社グループの経営方針を含めた様々な議論を通じ、情報の伝達等を行っており、取締役会の意思決定を補完しております。

④ 監査等委員会の監査の実効性の確保

監査等委員は当社取締役会に加え、経営戦略会議等の重要な会議に出席しております。また、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人との意見交換を行い、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、会計監査人および業務監査部との双方向の情報交換や、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

もとより、当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと考えており、かかる買付けを一律に否定するものではありません。また、これを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々

の株主の皆様のご自由な意思に委ねられるべきものと考えております。

大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。しかしながら、近時の、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意形成のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模買付行為を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。

大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役会としての責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 当社グループの事業運営の基本的な考え方

当社グループは、「誠実をもって仕事に励む」「責任を自覚しお互いに協力する」「良い製品をつくり社会の発展に尽くす」という創業以来のものづくりの精神に基づき、時代のニーズ、また、お客様の要求に適合した製品を開発・提供することにより、当社グループの企業価値を安定的かつ継続的に向上させていくことが株主共同の利益の実現に資するものと考え、経営に取組んでおります。

加えまして、経営の透明性、公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループのお取引先・仕入先・金融機関・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めることにより社会的使命を果たすよう努めております。

② 重点施策等

(a) 重点施策

市場における需要構造の変化を大きなチャンスにとらえ、当社が創業以来培ってきた要素技術、薄膜技術、実装・回路設計技術、MEMS技術、無線技術等を活かし、お客様のニーズに応え、更には創造提案できる商品の開発を機動的に実行し、市場投入することで収益拡大を推し進めてまいります。

自動車電装化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努めてまいります。

また、アライアンス等を有効活用することにより相互補完を行い、お客様が求める製品を迅速、効率的、かつ機動的に提供することで収益拡大をはかってまいります。

(b) 生産体制の強化

会社全体の『見える化』を推進しており、事業体の状況をリアルタイムに、かつ一元的に把握・管理・共有することで、事前対処や未然防止策を講じることのできる体制の構築を推進しております。これをツールとして有効活用し、全社展開・定着化させることで生産体制の強化をはかり、お客様が求める品質・コスト・納期・サービスを提供することで収益を拡大してまいります。

(c) 人材の強化・育成

当社グループでは、企業の持続的な成長を図るうえで「企業は人なり」の言葉通り、人材を「人財」ととらえ、一人一人の個性を大切に、安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努め、多様な人財が安心して生き活きと活躍できる環境づくりに取り組んでおります。

(d) 企業価値を高め、社会的な使命を果たす

持続的な収益力向上に加え、技術力、取引先との良好な信頼関係、人的資産等を企業力の根源と認識し、多様なステークホルダーに対する適正な還元を通じて、企業としての社会的な使命を果たします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題のひとつとして位置付け安定的配当および財務体質の強化を勘案しながら自己株式の取得など積極的に取り組んでまいります。

また、当社は、中・長期的展望に立って経営資源の拡充に努め、重点施策の実現を目指し、透明感をもった経営を実践することにより、企業価値の最大化にグループをあげて取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、その後、2011年6月29日開催の第77回定時株主総会、2014年6月27日開催の第80回定時株主総会、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会および2020年6月26日開催の第86回定時株主総会において、有効期限を2023年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとして株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、第86回定時株主総会において継続をご承認いただいた対策案を「本施策」といいます。）。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とし、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・

評価の期間の付与を要請し、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。本施策にもとづき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、本施策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2020年5月8日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご覧ください。

(3) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記(2)①②の取組み）について

上記(2)①②に記載した企業価値向上のための取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(2)③の取組み）について

本施策は、上記(2)③および当社ホームページに掲載の2020年5月8日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」に記載のとおり、その内容において、当社の基本方針に沿うものであり、かつ、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するための工夫がなされ、さらに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって継続されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、期末配当金につきましては、財務基盤の強化と株主の皆様への利益還元を両立すべく、業績、当社グループを取り巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保および安定配当の維持を総合的に勘案することを基本方針としております。

配当金の決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

当事業年度における配当につきましては、1株あたり30円00銭（普通株式30円00銭）とすることといたしました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,704	流 動 負 債	11,469
現金及び預金	8,262	支払手形及び買掛金	6,024
受取手形及び売掛金	8,295	短期借入金	3,683
商品及び製品	1,033	未払法人税等	133
仕掛品	2,159	賞与引当金	405
原材料及び貯蔵品	1,741	その他	1,222
その他	1,228	固 定 負 債	10,935
貸倒引当金	△ 16	長期借入金	5,582
固 定 資 産	12,988	リース債務	325
有形固定資産	8,780	繰延税金負債	2
建物及び構築物	2,534	再評価に係る繰延税金負債	327
機械装置及び運搬具	3,094	退職給付に係る負債	4,586
土地	2,918	その他	111
その他	233	負 債 合 計	22,405
無形固定資産	417	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,790	株 主 資 本	12,896
投資有価証券	1,111	資本金	5,200
繰延税金資産	1,425	資本剰余金	5,039
その他	1,289	利益剰余金	3,815
貸倒引当金	△ 36	自己株式	△1,158
		その他の包括利益累計額	390
		その他有価証券評価差額金	117
		土地再評価差額金	685
		為替換算調整勘定	△ 233
		退職給付に係る調整累計額	△ 178
		純 資 産 合 計	13,287
資 産 合 計	35,692	負債・純資産合計	35,692

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	32,825
売 上 原 価	27,792
売 上 総 利 益	5,033
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,460
営 業 利 益	572
営 業 外 収 益	465
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	75
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	70
雇 用 調 整 助 成 金	146
そ の 他	172
営 業 外 費 用	382
支 払 利 息	55
休 業 費 用	127
為 替 差 損	128
そ の 他	70
経 常 利 益	655
特 別 利 益	141
固 定 資 産 売 却 益	1
保 険 解 約 返 戻 金	135
そ の 他	4
特 別 損 失	238
固 定 資 産 除 却 損	39
投 資 有 価 証 券 評 価 損	197
そ の 他	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	558
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	139
法 人 税 等 調 整 額	△ 27
当 期 純 利 益	447
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	447

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	5,200	5,039	3,619	△1,156	12,701
当 期 変 動 額	—	—	196	△ 1	194
剰 余 金 の 配 当			△ 251		△ 251
親会社株主に帰属する当期純利益			447		447
自 己 株 式 の 取 得				△ 1	△ 1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 末 残 高	5,200	5,039	3,815	△1,158	12,896

	その他の包括利益累計額					純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△ 181	685	△ 361	△ 187	△ 45	12,656
当 期 変 動 額	299	—	127	9	436	630
剰 余 金 の 配 当						△ 251
親会社株主に帰属する当期純利益						447
自 己 株 式 の 取 得						△ 1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	299	—	127	9	436	436
当 期 末 残 高	117	685	△ 233	△ 178	390	13,287

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書(要約)

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	558
減価償却費	1,087
売上債権の増加額	△ 570
たな卸資産の減少額	387
仕入債務の増加額	471
その他	111
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,046
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 456
貸付金の回収による収入	96
その他	△ 230
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 590
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増額	100
長期借入金の純減額	△ 172
自己株式の取得による支出	△ 1
配当金の支払額	△ 251
その他	△ 233
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 558
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 68
現金及び現金同等物の増加額	829
現金及び現金同等物の期首残高	6,020
現金及び現金同等物の期末残高	6,849

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,832	流動負債	10,172
現金及び預金	1,565	電子記録債務	46
受取手形	214	買掛金	4,921
売掛金	7,652	短期借入金	3,652
商品及び製品	209	未払法人税等	49
仕掛品	578	未払金	951
原材料及び貯蔵品	45	賞与引当金	252
未収入金	1,749	その他	299
その他の	817	固定負債	9,224
固定資産	19,069	長期借入金	5,317
有形固定資産	5,191	再評価に係る繰延税金負債	327
建物	1,289	退職給付引当金	3,372
構築物	63	その他	207
機械及び装置	1,661	負債合計	19,397
車両運搬具	1	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	138	株主資本	11,998
土地	2,035	資本金	5,200
無形固定資産	260	資本剰余金	5,108
投資その他の資産	13,617	資本準備金	462
投資有価証券	1,027	その他資本剰余金	4,645
関係会社株式	10,578	利益剰余金	2,849
長期貸付金	21	利益準備金	374
繰延税金資産	1,194	その他利益剰余金	
その他の	1,000	繰越利益剰余金	2,474
貸倒引当金	△ 205	自己株式	△1,158
		評価・換算差額等	505
		その他有価証券評価差額金	111
		土地再評価差額金	393
		純資産合計	12,504
資産合計	31,901	負債・純資産合計	31,901

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	27,021
売 上 原 価	24,380
売 上 総 利 益	2,641
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,713
営 業 損 失	△ 72
営 業 外 収 益	1,018
受 取 利 息 及 び 配 当 金	395
設 備 賃 貸 料	366
雇 用 調 整 助 成 金	94
為 替 差 益	37
そ の 他	124
営 業 外 費 用	458
支 払 利 息	46
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	259
休 業 費 用	81
そ の 他	71
経 常 利 益	487
特 別 利 益	135
固 定 資 産 売 却 益	0
保 険 解 約 返 戻 金	133
そ の 他	1
特 別 損 失	234
固 定 資 産 除 却 損	35
投 資 有 価 証 券 評 価 損	197
そ の 他	1
税 引 前 当 期 純 利 益	389
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 47
法 人 税 等 調 整 額	△ 33
当 期 純 利 益	470

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	5,200	462	4,645	349	2,280	△1,156	11,781
当 期 変 動 額	—	—	—	25	193	△ 1	217
剰余金の配当				25	△ 276		△ 251
当期純利益					470		470
自己株式の取得						△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 末 残 高	5,200	462	4,645	374	2,474	△1,158	11,998

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	その他 有価証券 評価 差 額 金	土 地 再評価 差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 182	393	211	11,993
当 期 変 動 額	294	—	294	511
剰余金の配当				△ 251
当期純利益				470
自己株式の取得				△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	294	—	294	294
当 期 末 残 高	111	393	505	12,504

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

2021年5月26日

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

2021年5月26日

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

北陸電気工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	山下進	㊟
社外監査等委員	坂本重一	㊟
社外監査等委員	北之園雅章	㊟
社外監査等委員	菊島聡史	㊟

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものがあります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1 【再任】	た だ も り お 多 田 守 男 (1957年11月6日)	1980年4月 当社入社 1999年7月 当社電子部品事業部 機構部品製造部長 2005年6月 当社コンポーネント事業本部長 2008年7月 当社執行役員コンポーネント事業本部長 2011年6月 当社取締役高周波部品事業本部長 2015年7月 当社取締役営業本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	12,000株
		【候補者とした理由】 当社製造・営業部門での豊富な経験と実績を有しており、2018年に代表取締役社長に就任して以来、当社の企業価値向上のためのリーダーシップを発揮しております。経営全般に関する豊富な経験と高い見識を活かして、今後も経営を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	
2 【再任】	た にか かわ り 聡 谷 川 聡 (1958年8月26日)	1982年4月 当社入社 2002年7月 当社システム事業本部長 2004年7月 当社執行役員システム事業本部長 2006年6月 当社取締役システム事業本部長 2010年8月 当社取締役HDKマイクロデバイス㈱代表取締役社長 2013年7月 当社取締役アドバンストデバイス開発本部長 2017年4月 当社取締役開発本部長 2018年6月 当社常務取締役開発本部長（現任）	11,900株
		【候補者とした理由】 当社製造・開発部門での豊富な経験と実績を有しており、現在は開発部門全般の業務執行に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3 【再任】	しもさか りょうしゅう 下坂立正 (1959年12月3日)	1982年4月 (株)北陸銀行入行 2012年10月 同行監査部担当部長 2014年7月 当社入社 社長付部長 2014年11月 当社管理本部長 2015年7月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長 2018年6月 当社常務取締役管理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 北陸興産(株)代表取締役 【候補者とした理由】 管理部門での業務執行を通じ、相当程度の知識と経験を有し、現在、管理部門全般の統括業務に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。	6,300株
4 【新任】	たか た やす ひろ 高田裕弘 (1959年9月15日)	1982年4月 当社入社 2007年7月 当社システム事業本部開発部長 2012年3月 当社モジュール開発営業部長 2015年7月 当社品質保証部長 2016年4月 北電マレーシア(株)マネージングディレクター 2019年7月 当社執行役員経営戦略室長 (現任) 【候補者とした理由】 製造・品質、営業、海外部門等での豊富な経験と実績を有しており、現在は、経営戦略全般の業務執行に携わっております。これらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。	3,233株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。
監査等委員会は、当社の取締役の選任について、指名・報酬諮問委員会での議論を含めて検討を行った結果、各候補者の資質や業務状況、取締役会の監督機能の実効性および企業価値の向上等の観点において、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断致しました。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております (ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等を除く)。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1 【再任】	やま した すすむ 山下 進 (1958年5月30日)	1982年4月 当社入社 2009年3月 当社経営戦略室長 2013年7月 当社執行役員経営戦略室長 2019年6月 当社取締役監査等委員（現任） 【候補者とした理由】 営業、経営戦略部門での豊富な経験と実績を有し、当社の事業に関する広範で深い知見を有しております。これらの経験、能力等が、当社の監査および企業価値向上に資すると期待できることから、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	3,700株
2 【再任】 【独立】 【社外】	きたの その まさ ゆき 北之園 雅 章 (1959年8月24日)	1988年4月 弁護士登録 松尾総合法律事務所入所 1997年6月 当社監査役 2003年5月 東京あおい法律事務所代表 2009年11月 桜川総合法律事務所弁護士（現任） 2017年6月 当社取締役監査等委員（現任） 【候補者とした理由および期待される役割の概要】 弁護士として企業法務における豊富な知見を有するとともに、当社社外役員（監査役、取締役監査等委員）としての経験から、当社の事業にも精通しております。特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。	100株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3 【再任】 【社外】	きくしま ひとし 菊島 聡史 (1958年7月27日)	<p>1981年4月 (株)北陸銀行入行 2010年6月 同行支店部長兼ほくぎんダイレクト支店長 2014年1月 同行営業推進部長 2014年6月 同行常任監査役 2016年6月 同行常勤監査役 2017年6月 (株)ほくほくフィナンシャルグループ 取締役監査等委員 2019年6月 ほくほく債権回収(株)代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) ほくほく債権回収(株)代表取締役社長</p> <p>【候補者とした理由および期待される役割の概要】 金融機関における豊富な経験と企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与いただくことを期待したためであります。今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	900株
4 【新任】 【独立】 【社外】	いむら かずあき 井村 一明 (1956年11月1日)	<p>2016年7月 金沢国税局徴収部長 2017年7月 金沢国税局退職 2017年8月 税理士登録 2017年8月 井村一明税理士事務所所長(現任) 2020年6月 中村留精密工業(株)監査役(現任) (重要な兼職の状況) 中村留精密工業(株)監査役</p> <p>【候補者とした理由および期待される役割の概要】 税理士資格を持ち幅広い知見を有しており、特に税務関連について専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、および、指名・報酬諮問委員会の委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	-

- (注) 1. 井村一明氏は新任の候補者であります。
2. 候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
3. 北之園雅章氏、菊島聡史氏および井村一明氏は社外取締役候補であります。
4. 当社は、北之園雅章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、北之園雅章氏、井村一明氏が選任された場合は両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 北之園雅章氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって4年となります。なお、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

6. 当社は、北之園雅章氏、菊島聡史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏および井村一明氏の選任が承認可決された場合は、当社は同様の内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等を除く。）。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考） 役員 の 構成（2021年6月25日以降の予定）

各取締役が有する主な専門性、経験等は以下のとおりです。

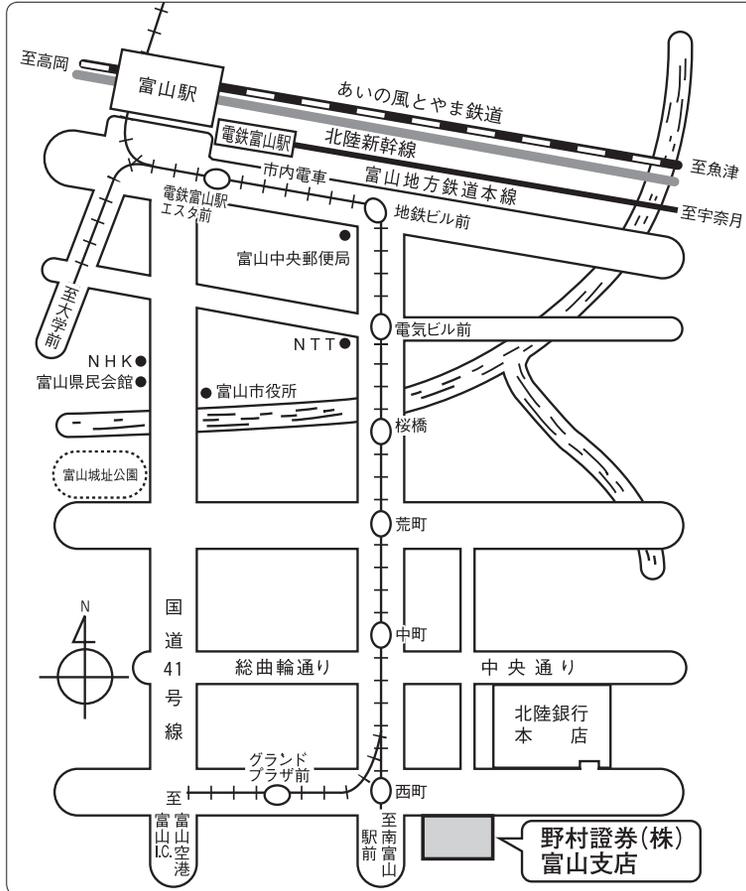
氏名 地位等	経営全般	業界知識	国際経験	営業/ マーケティング	技術/ 研究開発	財務/会計	法務/ リスク管理
多田 守男 再任 代表取締役社長	○	○	○	○	○	○	
谷川 聡 再任 専務取締役		○		○	○		
下坂 立正 再任 常務取締役						○	○
高田 裕弘 新任 取締役		○	○	○	○		
山下 進 再任 取締役常勤監査等委員		○		○		○	
北之園雅章 再任、独立、社外 取締役監査等委員							○
菊島 聡史 再任、社外 取締役監査等委員	○					○	○
井村 一明 新任、独立、社外 取締役監査等委員						○	

株主総会会場ご案内図

野村證券(株)富山支店

富山市堤町通り1丁目4番3号

電話 (076) 421-7561(代)



新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会へのご来場をお控えいただいておりますことから、お車でお越しいただきましても駐車場はご用意しておりませんのであらかじめご了承ください。